

2008年度 一般運動方針

第1部 基調方針

1. 部落解放運動をめぐる内外情勢

① 03年3月、アメリカは、「国連決議に反して大量破壊兵器を保有している」とでっち上げ、イラクへの侵略戦争を引き起こしました。フセイン政権は崩壊しましたが、ブッシュ政権が「テロとの戦い」を掲げて武力で他国に介入したり威嚇を繰り返すことにより、アフガニスタンやイラクを巡る情勢を泥沼化させ、かえって「テロの根絶」と称して武力に訴える路線に、国際的にもアメリカ国内でも批判が広がっています。

06年11月のアメリカ中間選挙では、民主党が上下両院で過半数をとり、ブッシュ政権の基盤である共和党が完敗しました。ブッシュ路線への批判の表れです。ブッシュ政権がマイノリティや低所得者を切り捨て、金持ち優遇政策を行っている批判であります。

アメリカ軍の増強によってイラク情勢を打開しようとすることは、事態をいっそう悪化させるだけです。アメリカ軍などが早期に撤退し、国連やアラブ関係諸国の支援のもとで、イラク国民が民主国家を建設することしか解決の道はありません。そのことから、本年11月のアメリカ大統領選挙は注目されます。

② 環境問題が人類の生存にとって極めて重要な課題となって広がっています。地球温暖化問題は京都議定書によって二酸化炭素の削減目標が決められ、その実効ある対策が求められています。昨年12月、国連気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)が開催され、2013年以降の温暖化の枠組み交渉の進め方をまとめた行程表「パリ・ロードマップ」に各国が合意しました。09年のCOP15での妥結を目指して、削減義務を負っていないアメリカや中国などの温室効果ガスの大排出国を含めて「ポスト京都」の新たな枠組づくりの協議が求められています。

③ 北朝鮮の核実験やイランの核開発の強行によって、核拡散と核戦争の危険性が高まりました。そして、北朝鮮の核武装を阻止するため、6か国協議が再開され、核廃絶

に向けてのプロセスが確認されました。この成果を具体的にあげていくためにも、日本が積極的な役割を果たしていかなければなりません。拉致問題を政治的に利用とする民族排外主義の政治勢力には、交渉でなく武力で北朝鮮打倒を叫ぶ者すらいます。もちろん、拉致問題については、被害者の解放と真相解明、謝罪、補償、責任者の処罰を求めものですが、同時に、日本が過去に拉致し、徴用、徴兵、あるいは「慰安婦」として連れ回した人達への謝罪と補償、責任者の処罰も問われなければなりません。早期に国交正常化の実現を図っていかなければなりません。

④ 国連の人権理事会は活動を開始し、昨年9月には、長年の懸案であった先住民の権利宣言が採択されました。そして、本年3月から国連加盟国の人権の履行状況に関する審査がはじまりました。この審査は、人権理事国になっている国から行われ、日本に関する審査は5月です。また、今年の10月には、自由権規約委員会で日本政府の第5回報告が審査されることになっています。その意味でも、国際的にも日本の人権状況が注目される年となっています。

⑤ 安倍政権下での強行採決で昇格した防衛省では、数々の改ざん、隠蔽、腐敗があぶり出されています。防衛事務次官による底なしの汚職は、装備という軍事機密の壁の前に個人の特異な犯罪として幕引きされようとしています。

また、テロ対策特措法にもとづいてペルシャ湾に派遣され、米軍艦船などに無料の燃料補給を行っていた海上自衛隊は、イラク戦への転用疑惑を隠蔽するために補給量を改ざんしました。そして隠蔽したまま法の延長をさせようとしたところ発覚し、11月に特措法は失効、撤収せざるをえなくなりました。しかし、自公の与党は、新たな特措法が参議院で否決されたにも関わらず、数の力で衆議院での再議決を強行し、本年1月、再び自衛隊を派遣しました。

2月には、海上自衛隊のイージス艦が漁船を沈没させ漁師親子が行方不明となる事件を引き起こしました。人命軽視や自己保障の隠蔽工作などに、「国民の生命財産を守る」といいながら軍隊を守るという本質がかいま見えるものでした。

⑥ 06年12月、多くの反対の声を無視し、与党は、強行採決によって教育基本法の全面改悪を行いました。

この改悪された教育基本法の特徴は、「個人価値」の尊重から国家にとって有用な人材育成への転換。主権者にとっての教育から政府にとっての教育へ。格差社会を推進する理念と制度。新自由主義・国家主義を全域化して幼児期から生涯学習、家庭から地域まで統制する、平和憲法と切断し、改憲へ向かうもの、といえます。

このもとでは営々と築きあげたきた「同和」教育、人権教育などは国家の教育目標に反するものとされかねません。今後も次々に教育関連法の改悪がなされようとしている

なかで、現場での取り組みを強化していかなければなりません。

文部科学省は昨春、高校歴史教科書の沖縄戦の記述で、日本軍が「集団自決」を強要した事実を否定し、教科書会社に「修正」させました。沖縄での怒りに満ちた大集会など、抗議の渦を前に、「訂正」申請を認めましたが、「軍の関与」としただけで、「強要」の復活は認めませんでした。沖縄戦などの史実は、軍隊の本質と戦争の実相を示しており、歴史の教訓とすべきものです。隠蔽や改ざんを許してはなりません。

また沖縄では、2月の米兵による少女やフィリピン女性への暴行事件などが連続して起きました。県議会やすべての市町村が抗議決議をあげるなど、怒りが広がり、在沖米軍基地の整理縮小や日米地位協定の抜本的な見直しを要求しています。

⑦ 新自由主義により規制緩和と市場原理主義は、深刻な「貧困と社会的排除」を生じさせました。日本でも不平等や格差が拡大しています。一握りのもてるものと大多数の持たざるものへの二極化を広げ、生活への不満と不正を増大させ、人びとの未来を脅かしています。被差別者や女性、高齢者、子どもなど社会的弱者への影響が出ており懸念されます。

近年、生活保護水準かそれ以下の所得しかないワーキングプア（より厳密にはレイバリングプア。やりがいのない仕事を強制された低所得者）の問題やフリーター、ニート、住宅喪失不安定就労者（いわゆるネットカフェ難民）、ホームレス（野宿者）、さらには移民労働者などの問題が出現しています。

生活保護世帯は1996年の61万世帯が04年には100万世帯、06年には147万世帯へと増加しています。しかし、生活保護の統計はホームレスやワーキングプアなどの貧困層は反映されていません。生活保護の捕捉率が一般的に言われている約2割とすれば、実際には735万世帯が生活保護水準かそれ以下で生活していることとなります。

また、貯蓄ゼロの割合も1980年代の5%から05年の22.8%に増加しています。これは5世帯に1世帯を超える割合、実に1118万を超える世帯が貯蓄ゼロです。このように貧困率が拡大しているにもかかわらず、政府は社会保障を縮小しています。

⑧ 本年1月18日から第169通常国会がはじまっています。ねじれ国会での衆議院解散・総選挙がさけられないという政局のもとで、与野党の攻防は重要法案を巡って激しい情勢となっています。私たちはこの国会で、何としても「人権侵害救済に関する法律」の実現を求めていかなければなりません。

福田政権のもとで自民党内の所管窓口である人権問題等調査会（太田誠一会長）が立ち上がり、法案再提出の動きが固まってきました。

しかし、自民党内での、戦争ができる国づくりをめざした、弱者切り捨て、市場原理主義の国権主義的・民族主義的タカ派路線を強権的に推し進める勢力にとって、人権政

策確立の一環である「人権侵害救済に関する法律」は最も敵対的な法律として認識され、法制定阻止の動きも活発化しています。この論議を見たとき、この法律の制定は、日本の進路が「人権・平和」の道か、それとも「戦争と差別」の道かということを問いかける課題でもあるといえます。

また、昨年12月、参議院で取り調べ過程の可視化や証拠リストの開示を盛り込んだ刑事訴訟法の改正案が提出されるなど、日本の人権状況を改善する動きも出てきています。

2. 本大会の基調

① 部落解放運動の目的は、この社会から部落差別を根絶することです。その目的を実現するために同和対策の諸事業を要求し、取り組まれてきました。これらの諸事業はあくまでも手段であって目的ではないということを繰り返し確認しておかなければなりません。

今日の格差社会での部落への影響は、33年間続いた特別措置法で改善された実態を、それ以前に戻してしまうかのような勢いを見せています。

とりわけ、残された課題といわれる就労・教育や社会保障の領域では、規制緩和と市場原理主義による弱者切り捨てのもとで、貧困化と社会的排除が深刻化しています。加えて、少子・高齢化社会、人口減少社会を迎え、すべての人が例外なく安心して暮らせる社会づくりのために協働した取り組みが求められます。

そのような社会状況のなかで、この間の一連の不祥事は、部落解放運動への信頼を著しく落とし込めるものでした。

昨年12月手交された、「一連の不祥事の分析と部落解放運動の再生に向けて」と題した部落解放運動に対する提言委員会からの提言を、私たちは、今日の社会での部落解放運動に対する現実に認識と受け止め、これからの運動の中で克服していかなければならないものとして具体化することが求められています。

そのためにも、今一度、何のための部落解放運動か、何のための同和対策事業か、その原点を忘れたところに問題がなかったのかを深く掘り下げていかなければなりません。

部落大衆に一つひとつ、要求闘争の意義を徹底し、部落解放のための自覚をもたらす学習がしっかりと展開されなかった結果、各級役員を含め、一部であっても甘えの構造がはびこっています。

いま、危機意識をすべての同盟員がどれだけ共有して組織再生に取り組むのか、まさに正念場の年です。その自覚にたって組織の再生を図っていかなければなりません。

まず、原則、原点に戻って組織運営に取り組むことです。原則的な機関運営、教宣活動、同盟員教育などが行えているか、各支部の実態を調査し、部落の解放を担いうる組織への確立・再生をめざして取り組まなければなりません。

そして、部落解放同盟員であるかどうかにかかわらず、部落の仲間の総合的な相談窓口を設置し、日常的な取り組みを広げていきます。

私たちは、一連の不祥事を口実にした同和行政の後退、打ち切りを許すことは出来ません。それは「部落差別が存在する限り、積極的に同和行政を推進する」と確認したことを反古にし、行政責任を放棄するものです。差別撤廃への具体的な課題解決を求めた取り組みを引き続き、強化していかなければなりません。

なお、マスコミは、結婚差別など、私たちにとって許すことのできない部落差別事件については報道することはありません。この間、部落について報道されるときは、否定的な材料ばかりです。報道の社会的責務の原点に立ち返ることを求めています。

これらの課題を進めるにあたり、支部の組織活動を強化していかなければなりません。

組織活動の基本である支部集会の定期開催、支部大会の毎年開催による運動の総括と方針提起、解放新聞の毎回配布と同盟費・新聞代の徴収、同盟員教育、教宣活動などの組織活動を原則的にとりくまなければなりません。そして、青年部や女性部の育成・強化など、次世代の人材育成も重要な取り組みです。すべての支部活動を点検し、原点に立ち返った運動を追求していきます。

県連・支部の役員は、常に自らに厳しく問いながら、丁寧に部落解放運動への理解を求め、あわせて、あらゆる差別撤廃の闘いと連帯、共闘を目指さなければなりません。

② 市場万能主義による新自由主義の経済が貧富の格差や地域の格差を拡大し、戦争のできる国をめざした政治反動化を促進しています。また、貧困と社会的排除が深刻化してきています。歴史の教訓は、社会的矛盾が社会的弱者や被差別者に集中していくことを教えています。就労形態と収入、学力や教育水準などに顕著に表れています。公的年金制度、生活保護制度、最低賃金などの社会的セーフティネットをさらに整備させていかなければなりません。

差別事件でも、インターネット上での部落や在日コリアン、障がい者などへの罵詈雑言ともいべき洪水のような差別書き込みを見れば一目瞭然です。部落差別事件を見れば、インターネット以外にも、「部落地名総鑑」、行政書士などによる戸籍謄本等の大量不正取得、統一応募用紙違反が増えるなど、教育、結婚、就労などに集中しています。

結婚差別事件に関わっては、興信所や探偵社による身元調査に、行政書士などによって不正に取得された戸籍謄本等が活用されていました、両者の癒着は構造的なものとなっています。

ひきつづき、戸籍制度廃止を展望しながら、当面、戸籍制度が引き起こす差別事件を

追及し、戸籍謄本や住民票を不正取得させた自治体から請求者への抗議と返還請求、そして何よりも不正取得によってプライバシーが犯され、差別を受けているおそれのある被害者本人への通知制度を何としても実現させなければなりません。

差別事件に対する糾弾闘争は、部落解放運動の生命線です。私たちは、差別者に対して、その誤りを糾（ただ）し、差別を許さない立場へと自己変革させるとともに、その背景をも糾します。と同時に、糾弾する側の自己点検も怠ってはなりません。そして、差別を許さない条例づくりなど、社会システムやルール化の確立と、差別を受けた被害者を救済するための地方人権委員会の創設を求めます。

③ 人権侵害救済法制定をはじめとする「人権の法制度」を確立する取り組みを進めます。

政府・自民党は、「人権侵害救済に関する法律」の国会提出に向けて、昨年11月に人権問題等調査会を立ちあげ、12月に初会合を開きました。通常国会で提出する法案の準備作業を行うことが確認され、動き出しました。

この動きに対して、自民党内の「伝統と創造の会」という右翼・排外主義のグループを中心に法案反対の活動が活発化しています。05年3月に法案提出をめぐって自民党内で混乱した火種は、依然とくすぶりつづけています。

私たちは、この法律の制定を決して政争の具にすることなく、差別・人権侵害の実態を押し出しながら、政治責任・政府責任・国際責務にもとづいて、与野党や党利党略をこえて、国際的にも通用する法律としての制定を求めています。

そして、現実的な対応を含めて、人権委員会の独立性や実効性の担保の問題、メディア規制条項の削除問題、さらには人権委員会のもとにおかれる予定の2万人の人権擁護委員の選任での国際条項撤廃問題など重要な論点を整理し、「あるべき姿」への道筋が明確にされることが必要です。

私たちは、この第169通常国会で、「人権侵害救済法」を必ず制定するために全力で取り組みます。

④ 狭山第3次再審請求から今年5月でまる2年を迎えました。門野博・裁判長が就任して1年、弁護団は5月23日新証拠・補充書を提出し、いよいよ正念場を迎えました。昨年5月には、東京高裁に対する事実調べと再審を開始する新署名が100万人を突破しました。ひきつづき、署名活動を継続し、再審請求の現状と石川無実、冤罪の真相を訴え続けていかなければなりません。

石川一雄さんは、冤罪として陥れられて45年です。別件逮捕、代用監獄での長期取り調べ、弁護士との接見禁止などによって虚偽の「自白」を強いられました。「自白」の信用性や任意性を判断するための取り調べ状況の記録などは明らかにされず、密室の取り調べでつくられた「自白」調書が有罪判決や再審棄却決定の大きな根拠とされました。東京高検には多数の手持ち証拠があるにもかかわらず、20年以上も証拠開示が行

われていません。

取り調べの可視化と証拠リスト開示の実現は、狭山事件の再審にとって大きな意味もっています。事実調べ・証拠開示の実現を訴え、取り調べの可視化を実現させる取り組みと結合させて、勝利の日まで取り組みます。

⑤ これまで、部落差別が現存する限り、行政に責務として同和行政に取り組んでいかなければならないことを、大分県をはじめすべての市町村と確認してきました。

隣保館は、部落解放・人権政策推進の拠点です。教育、就労、福祉の充実、自立支援、周辺の交流や啓発などのために、原則として、従来の職員体制を後退させないよう、公設・公営での運営体制を求めていきます。

経済的理由で進学できない子どもたちをつくらぬよう、すべての県民を対象に、高校・大学奨学金制度の充実を求めていきます。また、差別越境を引き起こし「地域に根ざした開かれた学校づくり」を妨げる学校選択制の導入、全国学力・学習状況調査がもたらす学校の序列化や過度の競争に反対していきます。

国は、「子ども・子育て応援プラン」をうちだし、次世代育成支援対策推進法にもとづいて行動計画の策定を求めています。このなかに部落の子どもたちの実態に即した取り組みを位置づけさせ同和保育、人権保育を確立するために取り組みます。隣保館調査事業に基づいた部落実態調査については、市町別ごとのまとめをうけて具体化を求めます。

⑥ 企業倒産やリストラが依然として後を絶ちません。発注件数の激減、電子入札の導入など、脆弱な基盤しかない部落の企業にとって、ひきつづき、厳しい環境が続いています。

このようななかで、部落の土木建設業などで倒産や廃業が相次ぐなど、大きな打撃を受けています。生活相談、融資、経営相談活動の強化、技術力を高める学習機会の提供など、部落の生活基盤を守るための条件整備に向けて取り組みます。また、NPO法人（特定非営利活動法人）や公益法人の立ち上げによる各種事業委託コミュニティビジネス（地域課題を解決するために、ビジネス手法を使って取り組む事業）など、新規起業等で雇用や仕事を確保するための様々な工夫が重要です。

さらに、就職差別撤廃のための社会システムの確立を求め、差別を許さない企業体質や行政体制の確立を求めていきます。そして、雇用および職業における差別に関する条約（ILO111条約）の批准運動に取り組みます。

⑦ 人権教育・啓発推進法の具体化に向けて、「人権教育のための世界プログラム」や「国連持続可能な開発のための教育の10年」を受け、人権教育・啓発に関する基本計画の充実を求めます。

「人権教育・啓発推進法」で人権教育・啓発の推進は自治体の責務と規定しています。具体化に向けて、人権教育・啓発を計画的、継続的、総合的に推進していくことを求めます。

⑧ 部落の女性は、男性以上に市民的権利である教育の機会を保障されず、安価な労働力（家庭内労働力を含め）としてとどめおかれてきました。部落内でも男性より低位におかれ、先の隣保館社会事業による部落実態調査でも、男の子については「出来れば大学まで行ってほしい」、「女の子は高校か短大まで」と親が考えているように、今日でも、歴然とした差別が明らかになっています。仕事の面でも、部落の女性の多くは、パート、アルバイトという不安定な非正規雇用という状況にあります。

今なお、歴史的・文化的慣習や慣行、法制度（イエ意識、女人禁制・戸籍制度など）や性別役割分業論（男は仕事、女は家事・育児・介護）にとらわれた考え方がねづよくあり、偏見や女性への差別意識を助長する世論が歴然とあります。

女性差別の撤廃を目標に掲げ、ア、女性差別撤廃への社会規範づくりを通して、法整備を求めています。イ、女性の仕事づくりや賃金格差の撤廃、昇進、昇格での差別撤廃など、女性の労働環境のさらなる改善を求めています。ウ、男女共同参画条例にもとづく各自治体の「行動計画」を、部落の女性のおかれた実態を踏まえて、より実効性のあるものにするように追求していきます。

⑨また、障がい者への差別を許さず、労働の権利、生活保障を含め、反差別の共同闘争を進めます。

在日コリアンをはじめ、外国人労働者に対する民族差別が強化されています。差別の強化は侵略に繋がるとの歴史の教訓を踏まえ、違いを認め合う多文化共生の社会をつくっていくことが重要です。民族排外主義に抗し、民族差別に反対して共生をめざす取り組みを進めます。侵略戦争への謝罪、アジア・太平洋地域の戦争被害者への戦後補償を求めます。労働運動と部落解放運動の連帯強化に向けて労働組合への積極的進出と解放共闘の強化など、共同闘争を推進します。

ひきつづき、個人情報保護と監視社会に反対する立場からも住民基本台帳ネットワークシステムに反対していきます。また、個人情報保護条例の改正に向けては、対象実施機関の拡大（警察や議会など）と被害者への通知制度の明記など、充実を求めます。

公営住宅からの暴力団排除に名を借りて、応募した当選者や居住者の名簿をすべて警察に提供する動きがありますが、実効性にとぼしいばかりか、プライバシー保護に反するものであり、反対します。

また、夫婦別姓制度の実現、婚外子への差別撤廃や戸籍がない子どもたちへのパスポートを発行させるたたかいも取り組みます。

ハンセン病問題の根本的解決を求めて、「ハンセン病問題基本法」の実現を共同闘争

を進めます。

部落解放を実現するために、戦争と差別に反対し、平和と人権を確立するためにも、憲法改悪に反対する広範な共同闘争を展開しなければなりません。憲法の基本精神である平和主義、基本的人権、主権在民は今後とも揺るがすことの出来ないものであるとの立場から、差別の根絶、人権確立の基本的視点で憲法論議をしていきます。天皇制の政治利用に反対し、「日の丸、君が代」や元号に反対する取り組みを広げます。

⑩ 08年は、1948年12月10日に国際連合の第3回総会で世界人権宣言が採択されて60周年にあたります。世界人権宣言は、差別を撤廃し人権を確立することが恒久平和を実現することに通じるという考えを基本理念としています。世界と日本を取り巻く平和と人権の状況を踏まえ、世界人権宣言の普及・宣伝と実現に向けた取り組みを求めていかなければなりません。

⑪ 昨年7月の参議院選挙では、与野党が逆転するという大きな政治変動が起こりました。福田政権になっても、常に、政局がらみの国会運営が続いています。衆議院解散総選挙にむけての準備をしっかりとすすめていかなければなりません。

総選挙では、憲法改悪などの危険な政治動向と対峙し、民主党や社民党を中心とした野党候補の勝利をかちとって与党の過半数割れを実現し、人権確立の政治状況をつくり上げなければなりません。

総選挙闘争に勝利するために、大分のすべての選挙区で私たちの推薦する候補者の勝利に向けた準備をすすめていきます。

とりわけ、福岡1区の松本龍・中央副委員長の必勝にむけて、知人、友人紹介活動など総力をあげて取り組みます。

いま、部落解放運動は正念場を迎えています。多くの課題を残して運動が後退していくのか、新たな運動を構築して前進するのかの岐路にあります。今日までの日本の人権確立のために部落解放運動は牽引的役割を果たしてきました。そして、今もなお、多くのひとたちに期待され、その役割を求められています。このような歴史的役割を自覚し、部落解放・人権確立の社会を実現していきます。

3. 部落のおかれている状況と差別の実態

① 格差拡大社会のもとで悪化する部落の教育・労働・生活実態は深刻化する国民生活の実態のもとで、就学援助を受ける小中学生は135万人と全体の13%に及び、10年間で倍増しています。そして、就学援助を受けている低所得層の子どもの学力傾向

が07年度全国学力調査でも明らかなように、学力と家庭に経済社会文化条件の関わりが明確になってきています。さらに200万人に及ぶフリーターのおよそ70%を中卒・高卒者が占めていることに象徴的なように、低学歴層ほど不安定就労に就かざるを得ないという社会構造が存在しています。

このような、教育と労働・生活の悪循環をもたらす新たな社会構造は、改善が立ち遅れている部落の教育・労働実態をさらに大きく後退させています。部落問題に関する00年の大阪府調査、05年の福岡県等の調査結果でも、部落の場合、最終学歴で高校中退者を含む中学校卒業の割合が都府県平均の2～3倍高いことや、青年の失業率が2倍に達しているという深刻な実態が明らかになっています。

部落内の中間層の不安定化、不安定層のより一層の不安定化に対し、その悪循環を断ち切っていくことが焦燥の課題となっています。とりわけ、若い世代の不安定化傾向の強さや、部落外の流出、結婚などによる部落への流入傾向や部落問題意識の希薄化の実態を見たとき、若い世代への働きかけが急務といえます。

② 社会の不安定化と自己責任論のなかで後退する人権・部落問題意識はこうした経済面をはじめとした社会の不安定化と、その社会的原因を覆い隠すための「自己責任論」が強調されています。このなかで社会的不満が高まる一方で、自分だけは守りたいという利己主義が強まっています。さらにはこれらの矛盾を解決するかのような考え方として、強い国家・民族・家族や個人の社会的規範・道徳性が声高に強調されています。また社会的不満の正しい解決の展望が見えてこない状況下で、その不満は比較的安定した人びとや組織に向けられ、正社員を基本とする労働組合、とりわけ官公庁やその労働組合あるいは部落解放運動や同和行政のバッシングとして、意図的に仕向けられています。

07年度実施の内閣府「人権擁護に関する世論調査」結果でも、人権侵害が増加したと感じる人が42%に及び前回調査より増加しています。

こうした結果、「人権教育・啓発推進法」（00年）制定移行の取り組みにもかかわらず、各地の意識調査結果を見ると、部落問題認識は改善されていないどころか悪化している傾向があります。例えば「寝た子を起こすな論」が30%をこえていますし、部落出身者との結婚忌避や部落が存在する校区に住むことの忌避が20～30%におよんでいます。

③ 部落差別事件の特徴と出身者の苦痛・不安は以上のような社会意識状況の下で、悪質な差別事件が後を絶ちませんが、主な事件を紹介します。

1つは、07年4月に戸籍法が改正され戸籍謄本などは原則非公開になったにもかかわらず、父家屋調査士、行政書士、調査業者による戸籍謄本不正取得事件が発覚しています。また「部落かどうか知りたい」という差別問い合わせ事件も各地で起きています。

2つめは、就職差別につながるおそれのある情報収集や統一応募用紙違反です。東北地方のある自治体の多くが、職員採用にあたって、つい最近まで本籍などを収集していました。また、K食品（株）（本社・名古屋市）の京都南工場は家族調査や「寡婦・寡夫」欄などのある「人事登録票」をパート・アルバイトに配布・提出させ、岐阜に本社がある一部上場企業は、内定者に家族状況報告書を求め本籍地や家族の職業を記入させていました。ある県の金融機関では、試験のさいに職業安定法違反の社用紙を配布し提出を求めるなど、同様の事件が近年多発の傾向にあります。

3つめは、インターネット上の差別事件です。愛知、三重、岐阜の部落をホームページに掲載した事件の実行者が逮捕され、昨年10月名古屋地裁で名誉毀損で有罪になりました。京都府内の大学に昨年、三重県で発見された「部落地名総鑑」データと同じものが送られてきました。このような状況下で、滋賀県では、ネット上の差別書き込みにたいし県や市町村も参加した「インターネット差別書き込み等にかかる滋賀県人権啓発推進連絡会」が発足しとりくみをはじめました。

4つめは、連続して生起している差別落書き・投書事件です。03年12月から今まで4年以上も続いている福岡県立花町のAさんへの連続差別ハガキ事件や香川県庁舎内での連続差別事件、和歌山県と大阪府の県境のハイキングコースでの差別落書き事件、東京都のJR品川駅や葛飾区の差別落書き事件などあいついでいます。

とくに福岡県立花町のAさんへの連続差別ハガキ事件では、05年3月の空き巣被害直後の差別ハガキや、昨年8月のカッターナイフの刃の送付など、Aさんだけでなく家族の安全が脅かされる事態にまでいたり、「犯人の顔が見えない不安」に直面しています。かつて同様の被害を受けた鳥取県倉吉市のBさん夫妻や、東京都Cさんたちは今もその心理的被害に苦しんでいます。

また、同時に県内でも学校現場における賤称語発言も多発しています。

④ 5領域からの差別実態の調査・分析は部落問題に関わる多くは、「同和地区住民生活実態調査」と「市民人権意識調査」そして差別事件の集約分析、の3つの領域でとりくまれてきました。しかし差別の現実、部落の側にあられる「1. 実態的被差別の現実」と「2. 心理的被差別の現実」、部落以外の側にあられる「3. 実態的加差別の現実」と「4. 心理的加差別の現実」、そして「5. 差別事件の実態」という5つの領域があり、今後ともそれらを総合的に把握する必要があります。

4. 部落解放運動再生への課題と展望

(1) 部落解放運動の歴史的役割と社会的貢献への再認識

私たちは、「特別措置法」時代に払拭すべき多くの「負の遺産」も背負い込んだことは事実ですが、同時に「部落の権利をすべての人の権利へ」という形で社会的貢献への先駆的なとりくみをしてきたこともまた事実であることを再認識しておくことが重要です。

たとえば、

第1に、「部落の生活と権利を回復するための闘い」は、非人間的な悲惨な生活実態のもとにおいても、誇りうる人間の血を涸らすことなく、凜として「人間の尊厳」を求めつづけることの大切さとともに「生存権」を具体化していく実践として、福祉・住宅・教育施策や隣保館を中心とした隣保事業などの展開によって、同様の境遇にあるマイノリティの人たちとともにその成果を共有することができたといえます。

第2に、「義務教育教科書無償化の闘い」（60年代）は、経済的理由により教育権を奪われてきた多くの人たちの不就学・長期欠席の状態を改善し、「教育権」を保障する重要なとりくみとして現在もその成果はすべての子どもたちの権利として受け継がれています。

第3に、「最低賃金の引き上げ改正と前歴換算制の改廃のための闘い」（70年代）は、不安定就労と低賃金で苦しむ未組織労働者の生活権を守り、職業差別を具体的に撤廃していくとりくみとして総評（当時）などと共同して展開していき、すべての働く人たちの生活向上と権利伸長へ大きな影響をおよぼすとともに、日本の労働運動の質を問い返す重要な闘いとして、今日もその意義を失うことなく位置付けています。

第4に、「新採用時での社用紙から統一応募用紙への切り替えの闘い」（70年代）は、本籍欄や家族構成欄などの本人の能力と適性にかかわる以外の不必要欄を削除させ、採用時での部落差別はもとより母子家庭差別や婚外子差別などの撤廃に向け大きな役割を果たしてきています。

第5に、「生活保護費の男女格差是正の闘い」（80年代）は、部落差別の実態に即した生活保護制度改善のとりくみのなかから、生活保護の受給額に男女格差が存在することは女性差別であるとして男女同額をかちとり、生活保護世帯の女性や母子家庭に福音をもたらせました。

第6に、「成績条項撤廃の高校奨学金制度の一般化の闘い」（02年）は、「特別対策」として実施されてきた解放奨学金制度の趣旨はすべての奨学金制度にも必要であるとの観点から、日本育英会の奨学金制度の改革と連動させたとりくみをすすめて、高校奨学金制度から成績条項を撤廃させて、すべての高校生を対象にした「一般対策」として制度化することに成功し、今日では部落外の高校生が圧倒的な数で活用しています。

第7に、「国際人権諸条約批准と具体化の闘い」は、部落解放運動が先駆的役割を果たしてきたといっても過言ではありません。「国際人権規約」（79年）や「人種差別撤廃条約」（95年）の締結によって、アイヌ民族差別や在日コリアン差別、外国人差

別などの差別撤廃と人権確立に向けたとりくみに弾みがついてきています。また、国連人権委員会に部落問題をもち込んだことにより、今日では、「職業と世系にもとづく差別」が主要なテーマとして取り上げられ、インドをはじめとするアジア各国のダリットの人たちや同様の問題で苦しんでいるアフリカの人たちの差別撤廃運動に大きな勇気をもたらしています。さらに、多くの人たちの関心が国際人権諸条約に向けられ、「女性差別撤廃条約」や「子どもの権利条約」などつぎつぎととりくみの輪が広がってきています。

第8に、「地域での部落差別撤廃・人権条例制定の闘い」（90年代）は、地域からの差別撤廃・人権確立をすすめるとりくみとして「部落解放基本法」制定運動と連動して着実に前進させてきました。現在では、全国各自治体で人権関係条例が制定されており、さらには、千葉県で制定された「障がい者差別禁止条例」のように障がい者差別撤廃や女性差別撤廃などの個別分野での人権条例化への広がりとして拡大してきています。

第9に、「人権の法制度確立の闘い」は、「部落解放基本法」制定運動でめざしてきた内容を「人権教育・啓発推進法」（00年）など個別の法律として制定させ、「人権教育・啓発推進法」にもとづく基本計画や指針が策定されていますし、さらに現在では「人権侵害救済法」の制定を求める運動として継続されています。またこれらの運動と連携して、各界の広範な人たちの結集によって「人権の法制度を提言する市民会議」（人権市民会議）が昨結成され、「日本における人権の法制度に関する提言」を策定・公表してきました。この提言が、国や地方自治体の今後の人権政策立案にあたっての指針的役割を果たすとともに、今後の人権運動諸団体の共同綱領として積極的に活用されることが期待されています。

第10に、「人権のまちづくり」運動は、同和対策事業の主要な一環であった環境改善事業を契機に、部落住民の主導による「部落解放総合計画」にもとづく地域内まちづくり運動を継承・発展させていくとりくみです。そこで、隣接地域、校区地域、行政区へと対象領域を拡大しながら、「人間を尊敬する」ことを基本にした「人づくり」や「関係づくり」を大切にしていくなちづくりをするなかで、生活領域からの差別撤廃や人権確立を具体化していこうとするものです。既に、多くの地域で「人権のまちづくり」運動が開始されており、福祉分野、教育分野、労働分野などを中心として部落内外の協働のとりくみが進展してきています。

以上のような部落解放運動の歴史的役割と社会的貢献にかかわるとりくみに共通していることは、「部落問題解決の仕組みをすべての困難を抱えた人たちの問題解決につながる仕組みとして押し出す」ということです。この姿勢こそが「人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かって突進す」という全国水平社綱領の立場につながるものであり、これを今後の部落解放運動展開における不可欠の姿勢として、全同盟員が確認して

おこななければなりません。

私たちは、部落解放運動の果たしてきた歴史的役割と差別撤廃・人権確立に向けたこれまでの同和対策諸施策を参考にした他の差別問題への適用という波及効果が着実にあらわれてきている事実、揺るぎない誇りと自身をもって今後の部落解放運動をすすめていくことが重要です。

とりわけ、「人権の法制度」確立のとりくみと「人権のまちづくり」運動は、これからの部落解放運動の大きな戦略的課題として、部落内外の協働のとりくみで目的意識的にすすめていかなければなりません。それは、私たちが綱領で示した「自主・共生の真に人権が確立された社会」の実現を具体化させていくとりくみです。

(2) 部落解放運動再生への道と決意

私たちは、今回の一連の不祥事に端を発した事態が部落解放運動にとって戦後最大の危機的状況であるという現状認識に立って、実は「危機の核心」が「特別措置法」時代の弊害を払拭し切れていない運動と組織の体質にあることを明確にしてきました。

その運動と組織の体質とは、同和対策事業を通じて生じた権力構造に起因するものであり、権力行使の公正・公平性の確保と権力構造を固定化させない仕組みとあらゆる権力関係を対等に保持する努力を担保することができなかったことによって形成されてきたといえます。同時に、それらのことを間接・直接に支えてきた行政闘争理論があったといえます。

この旧態依然とした運動と組織の体質を払拭しきれなかったが故に、傲慢と怠慢が派生し、「第3期論」や「基本方針」にもとづく新たな運動への対応が遅々としてすすまないという状況をつくり出してしまい、結果として今回の一連の不祥事につながっていき、部落解放運動の社会的信頼を失墜させてしまったということです。

このような現状分析にもとづくならば、部落解放運動の再生への道は、つぎのように設定されなければなりません。

第1に、「組織点検・改革」運動を通じて、不祥事にたいする社会的謝罪と社会的責任を果たすということです。このとりくみは、決して短期的な小手先のとりくみで終わるものではなく、少なくとも2～3年の時間を要するものですが、全支部で所期の目的を達成するように間断なく全力を傾注します。

第2に、運動と組織の体質改善のために、権力構造を固定化させず公正・公平な行使ができるように検討していきます。検討の方向性は、支部長任期の有限制の導入および運動経歴による資格審査制や定期的な支部運営状況のチェック制の確立などを中心に、地域事情（とくに少数点在部落の状況）などを加味しながら具体的な内規的ルール

を早急に作成していきます。また、「組織内えせ同和行為防止連絡会議」を効果的に機能させ、えせ同和行為の一掃を徹底していきます。

第3に、懸案になっている「部落解放同盟基本文書（案）」を今日的な状況を加味しながら最終策定するとともに、支部活動の手引き書などを作成し同盟員教育を強化していきます。ここでは部落解放運動の歴史や理論のとらえ方を整理して、部落解放運動をすすめる姿勢や今後の方向性などについての指針を提示します。

第4に、「部落解放運動発展への提言委員会」からの意見を参考にしつつ、独善的な思いこみに陥ることなく、部落解放運動の歴史的使命や社会的責任を根底において、既に策定している「7つの基本方針」をより豊かに練り上げ、部落解放・人権確立への展望を明確にしていきます。

第5に、オルグ団を中心にして、部落解放運動発展に向けての課題を地域の現場からつかみとっていくとりくみを強化して、中央本部・都府県連・支部の双方向の意見交換のもとに組織の改革・強化をはかっていきます。

私たちは、部落解放運動再生への道の課題は、すでにこれまでの部落解放運動の豊かな経験のなかからつかみ取ることができることを確信しています。「解体的出なおし」といういい方も可能ではありますが、部落解放運動の現状からして、あえて「捨てる勇気」と「創りなおす気概」をもって、胸を張れる部落解放運動をすすめていく決意です。

第2部 課題別方針

1. 部落解放・人権政策確立の取り組み

(1) 「人権侵害救済法」制定の取り組み

① 「人権侵害救済法」の制定を求める闘いは、参議院での与野党逆転、自民党人権問題等調査会の再会などの有利な条件を生かしながら、第169通常国会で是が非でもこぎつけていかなければなりません。

② 「人権侵害救済法」の取り組みでは、引き続き、この法案にある人権委員会を、内閣府に置き、公権力による差別禁止や人権侵害での効果的な救済が出来るものにする
こと、都道府県単位にも人権委員会を設置し、実効性を確保すること、さらに、メディア規制の条項を削除し、自主規制に委ねること、有給化、研修の義務づけなど、人権擁護委員制度を抜本的に改正すること、などの私たちの主張を組み入れ、それらを具体化する人権侵害救済法として成立させるよう求めています。

③見直しが決まった「鳥取県人権侵害救済条例」の動向に注目しながら、各自治体での「地方人権侵害救済条例」の制定に取り組んでいきます。

④各地の自治体で「人権侵害救済に関する法律の早期制定を求める意見書」が採択されています。引き続き、こうした議会決議や意見書採択などのとりくみを推進していきます。

(2) 部落解放行政確立の闘い

① この間、部落差別が現存する限り、その解決に向けて「同和」行政に取り組んでいかなければならないことを、大分県をはじめすべての市町村と確認してきました。

② 2000年に制定された「人権教育・啓発推進法」を各自治体で活用するように取り組みます。また、「人権教育・啓発推進法」の精神を踏まえたならば、自治体でも「人権教育・啓発基本計画」を策定し、「年次報告」をすることが求められています。すべての自治体で「人権教育・啓発基本計画」が策定され「年次報告」がおこなわれるよう働きかけていく必要があります。

③ 自治体レベルでの「人権条例」の制定、条例の具体化、行政機構の整備、審議会の設置、基本方針と基本計画の策定などを求めています。

④ 指定管理者制度の導入については、単なる地方自治体の厳しい財政事情から安易な民間委託が実施される危険性があり、部落内公共施設が建設された歴史的経過の再確認や、部落問題解決に向けた行政責任が後退することのないように求めています。

⑤ 部落問題の解決に向けて一般施策の積極的な活用を進めます。そのさい、一般施策が部落を素通りすることのないように、一般施策の活用、改革、創造のとりくみをすすめます。

2. 狭山再審闘争のとりくみを強化しよう

石川一雄さんが不当逮捕されて、今年5月で45年になります。狭山事件は、権力による部落差別を利用した冤罪事件であるという基本に立ち返り、第3次再審の闘いに勝利するため、以下のように取り組みます。

① 狭山事件では33年以上も事実調べが行われていないことを訴え、第3次再審請求で弁護団の提出した新証拠に関する鑑定人尋問や現場検証などの事実調べを行うよう東京高裁に求めていきます。

② 狭山弁護団の証拠開示請求、検察官交渉と連携して検察庁に証拠開示を求めていきます。

③ 百万人署名達成をバネにして、さらに石川さんの無実と狭山事件の真相を広げるとともに、寺尾判決や最高裁の棄却決定を具体的に批判し、事実調べ、証拠開示、司法改革の実現を求める大きな国民世論をつくっていきます。

④ 弁護団の求める証拠開示の実現に向けて、検察庁などへの要請行動、要請ハガキ運動などの取り組みを強化します。

⑤ 狭山事件やその他の冤罪事件をとおして、冤罪が生み出された背景にある部落差別や人権を軽視する社会の実態を訴えます。

⑥ 狭山事件をとおして、日本の公正な裁判制度を実現するために、すべての証拠にアクセスできる権利を弁護士に保障しなければなりません。それはまた、日本の民主主義や人権を確立させるたたかいの一環であります。

闘いをすすめる主体は弁護団ですが、新証拠の準備を含めた弁護団活動を物心両面でささえるのは私たちの役割です。狭山再審勝利のために何が必要なのか、弁護団の活動を支える環境をどうつくるのかなどを徹底して議論し「一人は万人のために、万人は一人のために」を合い言葉に原点にかえって第3次再審闘争をすすめます。

⑦ 第3次再審請求の新証拠の焦点は脅迫状です。同時に脅迫状は犯人の残した唯一の証拠であり、狭山事件最大の物証です。確定判決となっている寺尾判決は、脅迫状は「自白」と離れた客観的な有罪証拠の主軸としています。脅迫状が石川さんと結びつか

ないことが最大の争点となります。

⑧ 弁護団は今回の第3次再審請求で、筆跡鑑定、筆記能力鑑定、筆記用具鑑定、指紋の不存在について専門家の鑑定書を提出しています。筆跡が違う、(筆跡・筆記能力の違い)。筆記用具が「自白」(ボールペン)と食い違っている(万年筆が使われている)。ボールペンで書いたとされる封筒は万年筆で書かれていた。石川さんの指紋がない、というものです。脅迫状にも封筒にも石川さんの指紋はありませんでした。東京高裁は、石川さんの無実を証明する新証拠と鑑定人の尋問を行うべきです。

⑨ 県内で「狭山住民の会」の組織化をさらに推進するとともにすでにある「住民の会」と連帯し、市民の主体的参加・狭山の輪を広げていくよう取り組みます。

⑩各地の幅広い人たちに呼びかけ『狭山パンフ』や『まんが狭山事件』『狭山事件一問一答』など教宣物の活用を図り、原点に返った学習運動・教宣活動を進めます。

3. 差別糾弾闘争のとりくみ強化

① 部落差別は、個人の遅れた考え方(心がけ)の問題ではなく、社会問題として存在します。したがって差別糾弾闘争は、差別者に対して、その誤りを厳しく糾し、なぜそのような行為を犯したのかを掘り下げ、差別を許さない立場へと自己変革させるものであるとともに、差別者個人の問題とせず、差別事件を生起させる背景を糾すものです。部落差別をはじめ、あらゆる差別を温存・助長させつづけている差別の構造を打ち破るための取り組みを、具体的に進めていかなければなりません。

② 差別糾弾闘争は、差別に対する直接的な抗議であるとともに、自己変革、社会変革をめざしたものにしていくなめには、組織的な取り組みの中で、「社会性・公開性・説得制」を中心的な原則にしながら進めます。

③ 差別糾弾闘争では、確認会の取り組みを重視するとともに、『糾弾要綱』を必ず作成し、差別事件の性格、背景と原因、課題などを明らかにし、大衆的な取り組みを進めます。

④ 引き続き「部落地名総鑑」差別事件、差別身元調査事件の真相究明に取り組みます。特に新たに発覚した「部落地名総鑑」や『電子版・部落地名総鑑』などで明らかになったように、興信所や探偵社が差別身元調査に利用している可能性が大きいことを重視し、悪質な調査業者の実態を明らかにしていきます。

⑤ 今日なお深刻な差別事件の事例として結婚差別がありますが、当事者の心情などに配慮しなければならないことが多く、表面化するのは氷山の一角です。各地の実態調査では、部落外との結婚が増えているものの、部落出身者との結婚に反対する親や、家族の反対があれば結婚しないなどの回答があり、まだまだ根強い差別意識が示されています。さらに、結婚差別事件にかかわっては、興信所や探偵社による身元調査と合わせて、行政書士や司法書士、警察官などによる戸籍謄本の不正請求が行われている場合が多く、戸籍制度廃止の取り組みはもちろんのこと、戸籍謄本や住民票請求のさいの本人通知制度の導入、興信所・探偵社や結婚相談所の実態把握とともに、行政書士会・調査会社などでの人権研修体制の確立を求めています。

⑥ 企業内での部落問題研修、人権啓発研修の形骸化が指摘されています。職場での差別事件では、原因・背景を深く分析するなかで、人権の視点を根底に据えた企業運営や企業の社会的責任（CSR）を果たすように強く求めます。

⑦ 「インターネット版部落地名総鑑」などのように、インターネットを利用した差別事件では、悪質な内容が不特定多数の利用者に提供され、差別意識が拡大・拡散されています。「プロバイダー（接続業者）」への取り組みを強めます。また、人権情報発信のネットワーク化をはじめ、奈良県でのインターネット掲示板差別書き込み問題についての取り組みや、岡山市「電子掲示板有害情報禁止条例」などを参考にしながら「インターネット時代の差別問題・人権問題」についての対応策を検討します。

⑧ 企業などに多様な方法で金品を要求する「えせ同和」行為に対して厳しい姿勢でのぞむとともに、県連としての情報提供や適切な助言を通して、「えせ同和」行為の排除に取り組みます。また、行政機関をはじめ企業などの関係機関に対しても積極的な相談・啓発体制の強化を求めています。

⑨ 大分県・市町村をはじめとする関係機関による差別事件、人権侵害集約システムを強化するなかで、部落差別をはじめ様々な差別や人権侵害に対する取り組みを強化します。また、教育現場における差別事件について、内容を詳細に分析し、多様な方法で糾弾闘争を強化します。同時に、その課題を同和・人権教育の取り組みへと反映させます。

4. 組織活動の強化

(1) 組織建設・財政確立、人材養成のとりくみ

① 「特別措置法」失効後の、部落解放運動の今日的状況を見たとき、多くのところで従来の「同和」行政施策の受け皿的運動や組織に陥っているという状況から脱却できていないという問題点を指摘することができます。新同和行政・人権行政確立や「人権の法制度」確立、「人権のまちづくり」運動を担っていくためにも、司法改革や地域住民運動の視点をもった幅広い狭山闘争、国際化時代にふさわしい運動を展開するためにも、そして、内外情勢がめまぐるしく変わる時代に対応し、反動路線と対決できる共闘・政治力の確立をめざすためにも、部落解放運動が行政責務を明確にさせながら、「格差是正」運動や「地域内改善」運動、「既得権擁護」運動になっていないかを点検し、いわゆる「行政依存型」の運動からの脱却と組織改革・組織強化をはかることが緊急の課題です。これは「人権の21世紀の実現」を担う部落解放運動への質的転換をもちとする主体形成の闘いです。正念場を迎える「人権侵害救済法」制定の闘い、狭山再審闘争はじめとする重点課題を遂行していくために、組織改革を大胆におしすすめていかなければなりません。

② 一連の不祥事に端を発した事態と部落解放運動の危機的状況の核心が「特別措置法」時代の弊害を払拭し切れていない運動と組織にあることを踏まえて、部落解放同盟としての社会的謝罪と社会的信頼回復への具体化の取り組みとして「組織総点検・改革」運動を全組織をあげてやりきります。

当面の具体的とりくみとして、つぎの課題を追求します。

1. 「組織建設点検基準」（改革項目・財源項目・人材項目等）の作成をおこない「組織強化綱の目オルグ行動」を実施します。

2. 「同和」行政の反動攻撃に対しては、ただちに闘争本部を設置し、後退を許さない闘いを展開する体制をとります。とりわけ、各地域での実態把握にもとづく「部落解放要求白書」の作成を徹底していきます。

3. 女性・青年の個人登録の徹底化と意志決定機関への参加システムをすべての支部で具体化していくことです。これは、組織の量的な拡大ということのみならず質的強化という意味で重要です。上意下達の家父長制的な組織運営を改革し、次世代の若手人材育成という観点を貫くことです。とりわけ、今日の男女共同参画社会の実現に向けて、部落解放同盟の各級の意志決定機関で女性の参加比率30パーセント実現するように、年次計画を策定してとりくむことです。

4. 自主財源確立への徹底的な改革議論と具体的な実施プログラムを策定していくことが緊急の課題です。従来の各種制度活用による専従者の在り方や補助金問題などの徹底的な実態分析をとおして、部落差別撤廃に必要な新たな人的制度の創設や一般制度を

活用していく取り組みが必要です。しかし、もっと重要なことは、自主財源の確立ということであり、同盟費の適正化、機関紙誌の拡大、各種カンパなどの基本的な取り組みを再点検することです。同時に、部落解放運動の様々な領域での活動基盤にした NPO の組織化などによる新規事業展開を検討していくことも大切です。

5. 「人権のまちづくり」運動の展開への本格的着手を急ぐことです。人権行政の柱としての「同和」行政を推進していく力は、住民主導の「人権まちづくり」運動であるとの認識に立って、今後の部落解放運動の第一級戦略課題としてこの取り組みを押し進める体制づくりを本格化しなければなりません。

6. ブロック別会議等を随時開催して各支部の活動と積極的に交流し、市町村合併を終えた各支部間の連携した取り組みを行います。

7. 支部の再建に引き続き取り組みます。また再建後に地域での活動を十分に組み込まれていない支部については、行政への対応や役員会の開催、県連執行部としても積極的に支援します。

③ 以上のような課題を全支部で徹底していくために、今年秋に「部落解放運動再生・改革」全国行動を実施します。

(2) 青年部組織の強化と人材育成のとりのくみ

はじめに

先輩たちは、いつの時代も青年活動のなかで地元での矛盾や理不尽、また部落差別の実態を学び、青年のおかれている実態を明らかにするなかで、就労・結婚などの諸課題の解決に向け、仲間づくりを基本におきながら、差別に憤（いきどお）り、差別を許さない青年を育ててきました。

運動の成果にもとづく環境・住宅などの改善や、被差別体験の減少によって、部落解放運動への関心が次第に薄れ、同時に部落差別に怒りをもてない青年が多くなってきているのも現状です。

しかしながら、依然として陰湿な差別落書き、インターネットでの差別事件や結婚差別事件など後を絶たない状況にあります。今こそ青年一人ひとりが自らの問題としてとらえ、怒りをもち、一丸となって闘かわなければなりません。

県連青年部を再建させ数年を迎えています。これまで先輩たちが積み上げてきた情熱や思いを継承していくとともに、一人でも多くの青年を結集させようと、工夫を重ね、取り組んできました。しかし、部落からの流出などによって青年部を結集する青年は年々減少傾向にあり、県内すべての地域の青年の思いが活かされた活動に繋がっていないのが現状です。また、青年の生活やニーズも多様化しています。就労、生き方、差別

とどう向き合っているかなど実態把握をして青年部活動につなげていかなければなりません。

そのためにも、自分たちの将来は自分で切りひらくという勇気と自信を養い、同じ目的と夢を持った仲間と悩み、行動しながら、大きなうねりに変えていかなければなりません。今、自分が立っている場所には、多くの先輩たちが切りひらいた歴史があることを再確認しましょう。

これからの部落解放運動を担い創造するのは青年であるという決意のもとに、真の人權社会の確立に向けて、青年が心をついにし、一人はみんなのために、みんなは一人のために熱き心で部落内外に取り組みを広げましょう。

①今後の方向性・支部、連協での組織化

① すべての支部に青年部を。

私たちの運動の拠点は地元支部です。各地域に青年部を組織することで、より具体的に効果的な運動を展開することが出来ます。

青年の定義が支部の事情で異なることはありますが、県連段階では15歳（中学校卒業）以上、35歳以下の男女として、結婚しているかどうかは問いません。

② 青年部の会議の定例化

いつ集まるのかわからないようでは、多くの青年を結集することは出来ません。最低、月1回以上集まるようにし、部会を定例化しましょう。

また、組織人としての自覚を持たせるためにも、たとえ少額でも青年独自の会費を集めるようにしましょう。そして、任務分担をおこない、自覚と責任を持つようにしていきます。

③ すべての連協に青年部を

小数点在や、結集する青年が少なくて支部単位で青年部を組織することが難しい場合でも、連協レベルなら活動も保障できます。

また、地域内の活動の弱い支部青年活動を強化するためには、連協段階での青年の協力が不可欠です。県連青年部に各連協の代表が集まり、ここで決まったことを、連協青年部に伝え、それを支部の青年に伝え活動を組織するには、連協段階での青年の集まりが重要です。また、青年のラインではなく連協段階での会議の決定が支部に伝わるのを待っているようでは、青年部活動の発展はもたらされません。

すべての連協に青年の集まりをつくりましょう。そして、月に一回は連協青年部会や青年活動者会議をひらき、青年活動を発展させよう。

④ 高校生・大学生の組織化

年齢層の異なる幅広い層のつながりをつくるためにも、大分県連子ども会集會も開催し、これに多くの子どもたちを参加させ、高校生になれば全国高校生集會や大分県高校生・中学生集會に結集させ、その感動を支部や連協段階での青年組織への結集へと結びつけるとともに、県内での高校生・大学生の組織化につなげよう。

また、解放奨学金などの教育の保障を勝ち取るために先輩たちがどれだけ力を注いできたかなど、その意義と闘いとしてきた歴史や経過を学習するとともに、今かかえている悩みや要求を組織していきましょう。

⑤ 民間勤労青年の組織化を

普段なかなか参加できない民間につとめる青年も、同じ悩みや要求を持っています。部落の多種多様な立場の青年を組織してこそ、青年活動は前進していきます。民間に勤める青年の日程にもあわせて集まりをもち、青年部への参加を呼びかけよう。

⑥ 女性も青年部への参画を

組織化されている青年部の大半が男性のみか、ほとんどが男性という構成です。女性のおかれている立場を考え、積極的に女性の参加を保障した運営を行い、女性とともに青年部運動を展開しよう。

⑦ 解放理論を学び、理論武装を

差別することの間違いを糾し、反差別の闘いのすばらしさを訴えることができるように、積極的に学習会を行い、青年部活動家を育成しましょう。そして、積極性、創造性、戦闘性あふれる青年をふやし、当面する闘いはもちろんのこと、反天皇性や反戦・平和の闘いなどの先頭にたち、運動を前進させよう。

③ 県連青年部の強化

① 引き続き、すべての支部から代表に青年が集まるよう努めながら定例の會議を開催し、青年が狭山再審闘争や部落解放・人権政策確立の闘い、差別糾弾闘争の先頭にたって闘います。

② 青年の人材育成・組織化に全力でとりくみます。地域での青年部運動を活性化させ、支部・県連の青年部づくりをめざします。また、部落を離れた青年のネットワークづくりにとりくみます。あわせて、今日の部落青年の実態を把握するためのとりくみをすすめます。

③ 憲法改悪の闘いや、自衛隊のイラク派兵反対、沖縄の反基地闘争など反戦平和の共同闘争に青年部としてとりくみます。また、青年部活動での女性の参加保障を促進します。

県連青年部に多くの青年が結集することによって、青年の思いが集まり、それが、一人ひとりの青年たちが何かに「気づく」ことにつながります。「気づき」があれば学習し、取り組みにつながります。

そのためには、青年一人ひとりの生活やニーズが多様化していると共に、困難な実態も多様化してきているなか、どのような夢を持ち、どのように生きていきたいか、部落問題とどう向き合っていくのか、などといった青年の思いや実態をいかにして丁寧に聞き取り、把握していくことが極めて重要になります。

まずは、自分を知り、地域で起きている人権侵害や差別の実態をどう解決していくか、そして地域の青年がどんな困難を抱えているのかということを探っていくことが、そのまま青年部活動に繋がっていくという意識を強く持たなければなりません。

これからの解放運動を担い、創造するのは私たち青年であるという強い決意のもと、部落内外に共感の輪を大きく広げ、私たち自身が部落解放の未来をどのように描くのか、その実現にむけてどのような部落解放同盟にしていくのか、という前向きな議論を、地域、県内、全国の青年とともに繰り広げましょう。

3・女性部活動の強化をめざして

①女性の組織強化

① 新たな部落解放運動への転換と実践を求められているとき「組織強化」こそいっさいの根本です。部落解放運動の課題と成果をしっかりと把握し、部落内外での女性に対する差別の状況に屈伏することなく、生き生きと女性が運動していくための組織建設を共に推し進めよう。まだ組織されていない県内の女性を荊冠旗のもとに結集し、すべての支部に女性部を建設しよう。

② 各組織の役員に女性が積極的に位置づけられ、政策決定の場に参加しうる条件を作っていきましょう。

③ これからの部落解放運動を担っていくために、青年とともに学習、交流を積み重ね、若い女性を育成しよう。

④ 部落差別の実態や課題を見据え、生活の中から女性の要求を引き出し、共にやり

切ることの喜びや共感のある活動を生み出しましょう。

⑤先輩たちの願いや差別体験、戦争体験など、聞き取り活動を展開しよう。

⑥各支部での女性部活動の相互交流、学習の場として、定期的に活動者会議を開催します。

②解放保育確立の取り組み

① ムラの少子高齢化が進んでいます。地域の住環境が変わり、子どもたちの姿が見えなくなっています。支部は保育所に何度足を運んだでしょうか。子どものことについて保育所長や家庭支援推進保育士とどれだけ話が出来ているでしょうか。「同和」保育所の意味を知っている保護者が今、どれだけいるでしょうか。今一度、解放保育運動の原点に立ち、支部が中心となって保育所・保護者会と連携しながら子どもたちの育ちをあらゆる面で支えていかなければなりません。

② 子どもを取り巻く状況は日々、変化しています。国の保育関係予算が一般財源化、公立保育所にとっては厳しい状況が続いています。統廃合や民営化、また、新たな制度として就学前の子どもに関する教育、保育を総合的に推進する「認定子ども園制度」が導入されようとしています。保育での公的責任の放棄と、安易な民営化による保育の質の低下を許さず、保育の形態が変わっても、地域、保育所、保護者会が連携しながらこれまで積み上げてきた解放保育運動の成果を後退させないよう取り組みを進めます。

③ 家庭支援保育士が果たしてきた役割を再確認し、施策の充実を求めると共にその活用を進めます。

④ 児童虐待の原因や背景を把握し、子どもの人権を守る立場から児童虐待防止に向けた地域での取り組みを進めます。

⑤ 「人権教育・啓発推進法」の制定を踏まえ、県市町村に「人権保育基本方針」を策定させ、人権保育カリキュラムを創造しよう。

⑥ 県内すべての保育所、幼稚園で部落の子どもたちの就学前教育を保障するためには、第31回全国保育研究集会（香川県）についても、積極的に取り組み参加していきます。

⑦ 保育対策部の強化・拡充を図ります。

③生活・福祉運動

介護保険制度の改正の大きな特徴として、介護予防システムの転換をはかることがうちだされています。市町村は新予防給付や地域支援事業を活用し、地域密着型、在宅支援を進めていくこととなりますが、一方で軽度の人には制度を利用できなくなるケースもでてきます。介護サービスの量や質が絶対的に不足しているなかで、政府は責任を棚上げにし、家族介護や自助努力に転化しようとしています。

高齢者や障がいをもつ人たちの尊厳と自立支援を保障するためには、24時間、365日、「いつでも、どこでも、誰でも」、必要な介護サービスを提供する介護保険システムの確立が必要です。

また、高齢者の生きがいや就労といった自立支援をどう展開していくのか、保険対象外の食事サービスや、一人暮らしの高齢者の安否確認などの世話役活動、ボランティア組織をはじめとする、まち、ムラの助け合い交流をどう発展させるのか、高齢者や障がいをもつ人たちの実態を把握し、一人ひとりの生活を運動のテーブルにのせて自立生活を実現し、人権を保障するために何が必要なのか、ていねいに点検し、取り組むことが大切です。

そのために、次の課題に取り組みましょう。

①隣保館を校区における人権福祉活動の拠点と位置づけ、支部を中心に自治会や民生委員福祉関係諸機関と連携を密にし、近隣の諸団体をまきこんで、活用促進を図ります。

②そのために、行政には隣保館におけるこれまでの取り組みの総括を促し、全隣協(全国隣館協議会)が出した「明日の隣保館検討委員会報告」を踏まえた、今後の隣保館の活用・運営方針の確立を求めます。

③同時に、自治会や民生委員などムラの中の諸機関・団体と協力し、活動を活性化して、共生のための自主的な福祉運動、まちづくり運動を興します。そのための人材をどうするか、資金をどうするのか、等々、それぞれの地域でムラぐるみの協議を主導すべき、活動家自身が汗をかきます。

④介護保険、健康保険、後期高齢者医療制度、障がい者自立支援法など年金、医療、福祉・労働関係諸施策をめぐる情勢はめまぐるしく変化しています。我々自身が福祉に関わる様々な動きについてしっかり学習し、各種の福祉政策が、被差別部落をはじめ、真に施策を必要とする社会的弱者に届くように、関係機関に働きかけます。そのために

「市民の権利手帳」といったマニュアルづくり、「地域包括支援センター」などの福祉関係諸機関との連携、専門家のネットワークなどに取り組みます。また、取り組みの過程で見えてくる現状、ある施策の課題や問題点を行政に積極的に提起し、改善を求めます。

⑤課題を発見し、支援できる人材の育成に努めます。まちづくりや地域の美化運動、高齢者・障がい者の外出支援、食事サービス、レクリエーション指導、見守り活動等々、みじかなところからまず同盟の活動家自身が率先して活動に取り組み、関係者との信頼関係を強くすると同時に、次代を担うボランティアの要請を行います。

⑥これらの点で注目すべき事業が、08年度に厚生労働省が予算化する「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）モデル事業です。部落の内外を問わず、地域の身近な相談者として様々なニーズを持つ人びとをネットワークするための人材を配置する、というものです。隣保館等に「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」の配置を求め、部落を中心にした「共生のまちづくり」を進めます。

⑦福祉を担う人材を養成しましょう。

⑧「人権と福祉のまちづくり」の実現のために、女性が先頭にたって、市町村での地域福祉計画づくりに参画しましょう。

④女性の反差別共同闘争の強化

① 世界の動きをしっかりと見つめ、世界的視野で考え、部落差別と同時に女性差別に対してもしっかりと目を向けた取り組みを行うことが必要です。

組織内外に存在するパワー・ハラスメントやDV、セクシュアル・ハラスメントの被害者救済の仕組みづくりが必要です。

02年7月、国連女性差別撤廃委員会で日本政府報告書への第3回審査が行われました。報告書には一般女性への統計（雇用、学歴など）はありましたが、マイノリティ女性への実態は全く記載されていませんでした。中央女性対策部では、IMDR-JC（反差別国際運動日本委員会）複合プロジェクトへの参加をはじめ、女性団体と協力し、政府報告書に対するカウンターレポートを作成、部落差別の実態を訴えました。その結果、委員から最終コメント（勧告）が出されました。

その後、部落女性の実態をさらに明らかにするために全国女性集会で調査が行われ、報告書が出来ました。その活用をはかりましょう。

県内の自治体でも男女平等条例制定や男女共同参画社会基本計画策定が進められて

います。この国連女性差別撤廃委員会から出された勧告や男女共同参画社会基本法の積極面を活用し、より具体的な内容の男女平等条例を制定させるため、部落をはじめマイノリティ女性の視点、人権の視点が盛り込まれた男女平等条例作りに取り組みましょう。

② 県内の自治体で、女性問題の窓口があるかどうか、自治体での位置づけや調整機能、各市町村での行動計画に部落の女性の諸要求、諸課題が盛り込まれているかどうか再点検し、共同闘争の力で見直しを行いましょう。

③ 反差別共同闘争の一環として、戦争への道を許さない取り組みとして、海外への自衛隊派兵や有事法制に反対します。憲法の改悪、共謀罪の新設にも反対してたたかいます。また、身元調査による結婚差別を引き起こすなど差別と支配の道具である戸籍制度撤廃の闘いを展開するとともに、夫婦別姓制度の実現、婚外子への差別撤廃や戸籍がない子どもたちにパスポートを発行させるたたかいにも取り組みます。

今後も部落差別や女性差別を許さず、反戦、反差別の共同闘争を積極的に推進していきましょう。

激動する今日、「男性はもっと地域や社会へ、女性はもっと意志決定の場へ」の実現にむけて、それぞれがもてる力を存分に発揮してこそ、確かな変革と、私たちのめざす社会の実現へと結びつきます、

厳しい状況にある仲間を激励し、部落の女性の団結した力で、部落解放、女性解放への新たな局面を切りひらいていきましょう。

5. 解放教育・人権教育を確立させるたたかい

① 行政に対して、「人権教育のための国連10年」の成果と課題を踏まえ、「人権教育のための世界プログラム」の実行をはじめ、ひきつづき包括的な人権教育を推進していくことを求めます。

② 「人権教育・啓発推進法」では人権教育・啓発の推進は地方自治体への義務としても規定されています。そこで、地方自治体に対して「人権教育10年」を継承した包括的な人権教育・啓発を計画的、継続的、総合的に推進していくことを求めています。

③ 「国連持続可能な開発のための教育の10年」（国連ESDの10年）にちなんだとりくみを推進することを、自治体に求めています。

④ 第3期の部落解放運動を推進する教育の創造を追求します。また、子ども会、中友・高友活動などの組織活動の活性化、保護者組織の創設・拡大など、地域教育活動の推進に向けたとりくみを強化します。

⑤ 教育現場であいつぐ差別事件に対する取り組みを強化します。

⑥ 「愛国心」や「日の丸・君が代・元号」の強制など、改悪された「教育基本法」の具体化を阻止し、憲法や「旧教育基本法」の理念と原則を踏まえた教育内容と教育条件の堅持を求めています。

⑦ 市場原理主義を優先させた差別選別につながる教育の自由化を阻止し、「学習権」の保障に向けたとりくみをすすめます。

1. 憲法や「旧教育基本法」の理念、そして高校までの「無償教育の導入」をうたった「国際人権規約」の留保の撤回と具体化を追求していきます。

2. 解放奨学金の意義と成果を継承し、公的奨学金は「真に必要な者」にたいしては「給付制」であるべきという理念のもと、すべての子どもたちの教育権保障と人材育成の観点から、奨学金制度の改革・充実を求めています。とくに、県が実施する高校奨学金制度について、成績条項の廃止、連帯保証人の改廃、有資格者の全員採用など「奨学」を理念とする奨学事業の実施をひきつづき求めています。

3. 要保護・準要保護家庭など経済的困難家庭の教育の機会均等が損なわれることのないように、十分な施策が講じられることを求めます。とりわけ、生活保護の生業扶助として給付される高校就学費用に関して、制度の「自立支援」という主旨を最大限に尊重した適用と運用を求めています。

4. 差別越境を引き起こし、「地域に根ざした開かれた学校づくり」を妨げる学校選択制の導入に反対します。また、「人権教育の指導方法等の在り方について第1次～第3次とりまとめ」の積極的な活用を求めます。

5. 全国的な学力・学習状況調査が、「学校の序列化」や「過度な競争」に繋がらないように、その調査結果は県段階の公表に留めることを引き続き求めています。また調査結果の分析と活用について、「就学援助」など子どもたちの学力の背景にある課題を明らかにするとともに、教育内容や指導体制の改善につなげていくことを求めます。

6. 部落の子どもたちをはじめ、教育的に不利な立場にある子どもの学力実態の把握を求めます。

7. 学校評価は地域の実情や学校の抱える課題を十分に踏まえた枠組みで実施されることを求めます。また、数値目標中心の学校評価や、教員評価と連動した学校評価に反対します。

8. 教育の機会均等を支える「義務教育費国庫負担金」制度のなし崩し的な改廃など、教育費の公費負担の削減を許さず、「児童生徒支援」加配の充実など適切な教員配置を求めます。また、これまでの同和教育・人権教育の成果を活かし、学力保障・進路保障のとりくみをすすめるとともに、「いじめ」や「不登校」問題をはじめ教育改革が求める課題にも積極的にとりくみます。

⑩ 進路保障の観点から、高校卒業者をはじめとした若年未就職者の問題について、職業教育のあり方や支援体制の整備など、長期的な進路保障について検討を進めます。

⑪ 家庭や地域の教育力を高めていく取り組みの一環として、「学校支援地域本部事業」の活用など、「地域に開かれた学校」づくりをとおして人権総合学習の推進や「学校発・人権のまちづくり」をすすめるなど、教育分野での差別撤廃・人権確立に向けた取り組みの推進のあり方について検討をすすめます。

⑫ 戦争責任のあいまい化、「日の丸・君が代」の強制など教育反動を許さず、政府の教育改革が同和教育・人権教育の推進など憲法の理念の具体化をめざしてすすめられるよう求めています。

また、日共＝「全国人権連」の解放教育・人権教育廃止キャンペーンと闘います。

⑬ 識字運動を推進し、「政府識字行動計画」の策定・実施を求めます。

6. 人権啓発活動を強化しよう

① 「人権教育・啓発推進法」を、各自治体などが積極的に活用できるように、各都府県での実践例などを集約します。とくに政府が策定した「基本計画」の見直しにとりくむとともに、自治体での「基本計画」「実施計画」策定など推進します。

② 経済産業省が結婚情報サービス・結婚相談事業者にたいして、一般行政証明として、その活用を要請した「独身証明書」については、引き続き各自治体に、その趣旨を徹底させるとりくみをすすめます。

③ 行政や企業、労働組合、宗教団体などの関係団体と協力して、「エセ同和行為」根絶に向けた取り組みを強力に進めます。

④ 県・市町村に対して人権教育啓発センターの設置と充実を求めています。また、

隣保館の活動を拡充、活性化させるよう「県隣協」とも協力してとりくみます。

⑤ 「住民基本台帳ネットワーク」の問題点を明らかにし、制度の活用が差別や人権侵害につながるようにとりくみをすすめます。また、戸籍・不正入手や個人情報の漏洩の実態を踏まえ、自己情報コントロール権を確立するための法整備を求めます。また、「個人情報保護法」「条例」の施行を踏まえ、個人情報の適切な取り扱いの確保のため、組織内の指針の策定と具体化を進めます。

⑥ 人権教育・啓発指導者の人材育成にとりくみます。

7. 生活・福祉運動の闘い

① 年金・医療制度の改悪がすすみ、介護保険料の値上げサービス量の減少など、地域での施策などの継続が困難になっている状況を踏まえ、「地域福祉計画」にある「共助」の理念を最大限生かしたとりくみをすすめます。

② 「地域福祉計画」については、高齢者、障がい者、母子・父子家庭などの当事者が主人公になって、サービスの利用者と提供者が一体となる地域福祉運動を推進していきます。また、08年度に国から出されるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）のモデル事業を進めていきます。

③ 生活保護制度が現実や課題を無視した「改正」にならないよう、部落の生活実態と、これまでの取り組みの成果を踏まえた積極的な政策提案を行い、自立に向けた総合的な支援や就労支援を求めていきます。

④ 母子・父子家庭の自立への就労支援活動や高齢者の「生きがい」「社会参加」といった自立支援の課題に関して、多様なニーズを的確に把握し、必要なサービスや自立支援の施策を行政に求める闘いを強化します。

⑤ 国連で採択された「障がい者権利条約」や千葉県の「障がいのある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に学びながら、障がい者自身の自立を目指す闘いと連帯した取り組みを進めます。また、精神障がい者を社会から隔離・排除する「心神喪失者医療観察法」に断固反対するとともに、「障がい者差別禁止法」の制定や当事者からの「障がい者自立支援法」の改正を求めていきます。

⑥ 隣保館を拠点にした地域福祉運動を積極的に推進します。とくに、隣保館をはじめ多くの地域財産としての施設を有効に活用しながら、部落を「核」とした人と地域の活性化にとりくみます。そのためには、県隣協と連携を強めながら、隣保館活性化のためにとりくみを推進していきます。

8. 環境改善の課題にとりくもう

① 部落の住宅建設の経過を無視した公営住宅の応能応益の家賃制度では、収入超過者は、割増し家賃を払うか、出て行かざるをえなくなっています。公営住宅法の改悪によって、永住できるまちづくりをいっそう困難なものにしました。部落からの流出を助長し、地域コミュニティを破壊していく危機を生み出しています。

② こうした矛盾を踏まえ、家賃の算定基準の見直し、事業主体の裁量権の拡大とともに、低家賃改良住宅・公営住宅中心のまちづくりを見直し、多様な世代、多様な所得階層の住民が共存、交流できる多様な住宅政策を求めていきます。とりわけ、高齢者、障がい者をもった人たちの住宅建設、改善の要求を組織し、バリアフリー、エレベータ設置など住みやすい住宅建設を求めます。

③ 部落の環境改善や部落の住民が住み続けられるために建設された公営住宅が、制度の改悪により低所得者だけの住宅になり、新たな貧困、差別を生み出さないよう、空き家入居に関しては、選考の場に部落の代表を入れるなど、地域の実態に応じたとりくみをはかります。

また、持ち家制度の拡充に向けて、住宅の払い下げにも取り組みます。

④ 人権のまちづくりにむけた取り組みは、周辺地域を含めた住宅施策の確立をめざし、新たな事業手法の創設などの研究を進めます。とくに公営住宅を活用した認知症高齢者などの地域での自立生活のために、グループホーム事業を検討します。

改良住宅の建て替え期に入っている部落では、周辺地域を巻き込んだ人権のまちづくり計画を検討します。このまちづくりをモデル化し、建て替え時期に入ったその他の市町でも各部落ごとに周辺地域をふくむ住民ぐるみのまちづくり協議会を組織しましょう。そして、制度の適用を県や市町に求め、新たな人権のまちづくり運動を進めましょう。また、そのために県としての導入施策を求めていきます。

⑤ 歴史的に低位な実態におかれてきた部落の住環境の実態を踏まえ、河川の改修、生活道路の整備など、防災をふくめた取り組みを求めています。

9. 「人権のまちづくり」運動を推進しよう

① 「人権のまちづくり」運動の基本的な考え方や部落解放運動での意義は、「『人権のまちづくり』運動推進基本方針」で詳しく展開されていますが、今後の部落解放運動の第1級戦略課題として本格的に展開していきます。「人権のまちづくり」運動は、従来の「同和」行政の成果を継承しつつ、その限界を克服しながら人権行政の内実を創造していく運動であり、今日的な地方分権や市町村合併を契機として住民参加・住民主導の「まちづくり」をすすめていく運動です。

② 部落解放運動にとって「人権のまちづくり」運動をすすめていく意義を、部落解放運動の第3期の具体的な中身を作り上げていく観点から、つぎの点を再度確認しておきます。

- 1・居住運動としての部落解放運動の利点と経験を生かせる運動。
- 2・部落差別撤廃・人権確立の「条例・宣言」を具体化していく運動。
- 3・地域共同体での差別的な体質・土壌を具体的に改革していく運動。
- 4・部落内外の共同闘争を対等・平等の原則により実質的に前進させる運動。
- 5・地方分権化と住民参加の地方自治を現実化する運動。
- 6・市民の政治参加を促進し具体化する運動。
- 7・国際人権基準を地域生活のなかに活かす運動

このような観点から取り組まれる「人権のまちづくり」運動は、一言でいえば、従来のような箱物づくりではなく、「人づくり」「関係づくり」を主眼においたものであるということが出来ます。

③ 「人権のまちづくり」運動を展開していくために、中央・県連・支部に「『人権のまちづくり』運動推進本部」を常設し、各行政区・校区でのとりくみを指導・援助する体制をつくっていきます。当面、中央本部段階でつぎのようなとりくみをすすめます。

④ 「人権のまちづくり」運動具体化プロジェクトでの報告をもとに作成した『人権のまちづくりガイドブック』と『地域に根ざす人権条例・人をつなげるまちづくり』の積極的な活用と、「人権のまちづくり」運動の先進的事例の把握をおこない、各地の「人権のまちづくり」運動の具体的なイメージづくりに役立つ情報提供をおこないます。

⑤ 活動家養成の実践講座の開催・・・『ガイドブック』の実践事例を参考にしながら「人権のまちづくり」運動を推進していくための指導的活動家を養成するために、実践的手法を含めた講座をひらいていきます。

⑥ 「人権のまちづくり」運動全国交流集会の開催・・・「人権のまちづくり」運動の進展状況をみながら、全国的な交流集会にも積極的に参加し、各地での取り組みの経験と知恵を共有していく場をつくります。

⑦ 「人権のまちづくり」運動のモデル地域の設定・・・全国の部落形態の独自性を踏まえながら、各ブロックごとにモデル地域を5カ所ほど設定して、集中的な取り組みをおこない先進事例がつくられます。その取り組みを参考にします。

⑧ NPO「人権のまちづくり」運動推進センター（仮称）・・・全国的な「人権のまちづくり」運動を具体的に推進・支援していくために、各領域での専門家・スタッフを結集した「推進センター」を組織し、NPO法人（将来的には認定NPO法人化）を立ち上げていくとりくみの準備をすすめます。

⑨ こうした中央本部段階での取り組みに呼応したとりくみを県連・支部段階でもすすめ、つぎのようなとりくみへの準備と実践を開始していく必要があります。

1. 「人権のまちづくり」に関する継続的な学習会をひらく。
2. 校区・行政区の人権課題の調査と「誇れるもの」の発見。
3. 「人権のまちづくり」運動の拠点としての隣保館や公的施設の点検活動。
4. 関係団体・個人による「人権のまちづくり協議会」の結成。
5. 「人権白書」づくりと「まちづくり計画」のガイドラインの作成。
6. 政策重点課題を絞っての協議会による行政交渉の実施。
7. 施策実現の広範な住民運動の展開。

10. 反差別共同闘争を強化しよう

① 武力では人権も平和も守れないという憲法の精神を活かし、軍事力に頼らない形で平和の創造を目指し、世界人権宣言と「人間の安全保障」を具体化する取り組みをすすめます。そして、日本政府が軍事費を減らし、国連が提唱する「人権・環境・開発」での国際協力に力を入れ、平和と強制の国際社会を創造するよう求めていきます。

② 人権と平和を表裏一体とした平和運動を地域から活性化させるため、市民グループ、反差別・人権に取り組む人々と、労働組合などと連帯共闘のネットワークを構築し、地域から学習や行動を強化します。また自治体での平和宣言・非核条例などを発展させ、平和教育や啓発をはじめ平和行政の充実・推進を求めています。

③ 「君が代・日の丸・元号」の強制に端的にあらわれる反人権主義・国権主義に反対します。そして『貴族あれば賤族あり』の立場を堅持し、天皇制強化と政治利用の動きに反対し、さらに民主主義の徹底を求める多くの人びととの共闘をすすめます。

④ 国内で台頭する歴史の歪曲やナショナリズムを煽る動きを許さず、侵略戦争と植民地支配の事実と反省を踏まえた歴史教育の推進を求めます。また、改悪「教育基本法」をテコとした「愛国心」の押しつけや人権平和教育を後退させる動きに反対します。

さらに、日本での有事法制や「国民総動員」などの戦争体制づくりに反対するとともに、監視社会と運動弾圧をもたらす「共謀罪」に反対します。

⑤ 憲法の改悪や空洞化を許さず、民主主義の3原則を堅持し、具体化する取り組みを強化します。

そして、自衛隊のイラクからの完全撤退を求めるとともに、米国の戦争に在日米軍基地と自衛隊を利用しようとする日米軍事一体化・米軍再編に反対し、沖縄をはじめ国内の米軍基地の縮小・撤去を求めます。

⑥ 部落解放共闘大分県民会議への連合の組織参加をふまえ、さらに組織強化と運動の深化をめざします。さらに、地域共闘レベルでも連合との共闘をすすめます。

また、労働組合との共闘という観点から、とくに雇用差別撤廃や生活防衛の共闘も前進させます。

⑦ 部落解放・人権政策確立を求める宗教者・企業との連帯共闘を深めます。

⑧ 労働、教育、福祉の分野ごとに共闘の課題を明確にし、それぞれの共闘対象との共闘をすすめます。

⑨ 隣保館の共同利用や人権啓発活動、人権尊重のまちづくりをとおして地域周辺住民との連帯・共闘に取り組みます。またそのような活動を通じて、さまざまな市民運動、NGO、NPO との連帯を追求します。

⑩ 反差別共同闘争を強め、アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人や定住・滞日外国人、障

がい者、女性、ハンセン病回復者、ホームレス、HIV患者などと連帯し、あらゆる差別をなくす闘いにとりくみ、人権政策の確立をめざします。

11. 男女平等社会の実現に向けた意識改革と実践を推進しよう

① あらゆる分野で女性の参画推進に向けた体制づくりが重要です。「男女平等社会実現基本方針」を踏まえ、具体的実践的な課題に取り組めます。

② 「男女共同参画社会基本法」は、「被害者の救済を図るための必要な措置」を講じるよう規定しています。「男女共同参画条例」の制定に合わせて、自治体にたいして各施策に対応できる担当部署の設置、相談機関の設置を求める運動を進めます。

③ 自治体での「行動計画」を、マイノリティ女性の視点を踏まえて、よりよいものにしていく協働の取り組みを進めていきます。さらに、女性の実態に見合った内容と罰則を明記した条例の制定を目指した運動の構築に向けて取り組めます。

④ 第50回全国女性集会でとりくんだ被差別部落女性のアンケート調査を活かし、全国的な実態調査に向けた取り組みを進めます。また被差別部落女性をはじめマイノリティ女性の実態調査に取り組むよう行政に求めます。

⑤ 女性が社会に進出し働き続けるには、労働時間の短縮や各種制度の充実、働きやすい職場環境づくりをはじめ、男女ともが家庭生活を担う社会システムへと変革させていく運動を進めます。また、「ILO111号条約（雇用平等）」、「175号条約（パートタイム労働に関する条約）」の批准に向けた取り組みを進めます。

⑥ 歴史的文化的慣習・慣行・制度（戸籍制度・「イエ」意識・女人禁制）や性別役割分業論（男は仕事、女は家事・育児・介護）にとらわれずに、ジェンダーフリーの視点を部落解放運動の中にしっかり位置づけていきます。

⑦ たんに男女平等というだけでなく、「女性差別撤廃条約」の精神にもある、「人を差別しない、性差別のない、ともに助け合っていく」社会システムをつくることが重要です。自分らしく生きること、自分の命を大切に生きていくことができる社会を創りあげるために、とりくみをすすめていかなければなりません。一人ひとりの命はかけがいのないものです。自分の存在がみんなからも大事にされ、自分自身が生きていてよか

ったと思えるような人生を送ることができる、そして、男女ともに自分のもつ能力が十分に発揮でき、社会参加、家庭参加、地域参加ができる社会づくりをめざさなければなりません。また、学校教育、生涯教育、家庭教育などでも、ジェンダーの視点に立ったとりくみを求めています。

⑦ 女性の参画推進、運動体制づくりとして、男女が共同して政策立案と運動をすすめていかなければなりません。組織内で、意志決定機関への女性の参画拡大をはかると同時に、女性が力量をつけ、女性の人材育成にも力点をおいた組織運営上の条件整備をはかることが重要です。各級機関会議への女性参画拡大の具体的なとりくみをすすめます。

当面、本年度の定期大会から各支部からの女性代議員 1 名の参加を実践します。

12. 労働対策の強化

① 戸籍等大量不正取得事件や「電子版・地名総鑑」の発覚を踏まえ、「職業安定法第 5 条の 4」と労働大臣指針、「統一応募用紙」の趣致徹底のとりくみを強め、「受験報告書」など全県的な点検体制の整備と違反事象に対する強力な行政指導を要求します。そして「企業内公正採用選考人権啓発推進員」の徹底と充実を求め、トップ研修、業種別研修の実施、企業内研修、推進員の地域連絡会議の組織化などを要求します。

さらに、自治体関係の採用についても「統一応募用紙」の趣旨徹底・点検を求めています。

② 就職差別禁止の法整備を要求するとともに、雇用差別を禁止した「ILO 第 111 号条約」の早期批准要求のとりくみを強化します。

③ 地域に密着した職業相談体制を充実させるため、労働局・職安と自治体、隣保館などの連携強化を求めています。また、雇用対策法改正にともない地方自治体に労働行政が位置づけられたことをふまえ、とくに市町村における就職困難者の実態把握と雇用・就労支援施策を求めています。

④ つぎのとりくみを通じて雇用促進をはかります。

1. 公共機関、地方自治体への雇用促進のとりくみをすすめます。また、自治体の安易な業務民間委託に反対します。

2. 民間企業への雇用を促進するため、「公正採用選考人権啓発推進員」設置企業を地

域単位に組織し、職安や自治体を含めた、部落の雇用促進のための組織づくりをすすめます。

3. 高齢社会の到来を見据え、福祉分野の各種資格取得と雇用促進をはかります。
4. 福祉、教育、環境、まちづくりのNPOの設立などをおした雇用創出を推進します。
5. 近年とくに社会問題化している未就職の若年者の雇用促進対策を求めていきます。

⑤ これらの雇用促進と結びついた技能を習得できる職業訓練、とりわけ、部落労働者の実態にそくした訓練を要求していきます。

⑥ 同一労働同一賃金の具体化、パート派遣など雇用形態での差別的賃金・処遇の是正、最低賃金の大幅引き上げ、偽装請負の解消をめざします。また連合との闘いとも連帯しつつ、雇用での差別構造を是正する施策と法整備を求めます。

13. 企業対策を強化しよう

政府が今日までおこなってきた「構造改革」は、富める者と貧しい者との格差を拡大させ、弱者切り捨ての政策でした。

所得控除の改悪、年金制度の改悪、住民税など相次ぐ増税で悪政による国の借金のツケを押しつけるなど、経済基盤の弱い部落大衆に大きな生活不安を与えています。生活保護基準と変わらないような低賃金、下請けへの犠牲転化などで一部の大企業は空前の利益をあげ、「景気は回復した」などと言っていますが、それ以外のところでは、いまだ低迷したままです。

そのようななかで、部落の企業の経営基盤の充実に向け、相談や指導の強化を図ります。融資制度の充実、雇用の創出をめざしたたかいをすすめていきます。

具体的な取り組み

- ① 部落の企業者への経営指導を充実させます。
- ② 土木建設業者への経営の安定、受注機会の拡大のためには、1級土木管理技士などの資格取得の必要条件であり、資格取得に向け、取り組みをおこないます。
- ③ 企業者の仕事と生活を守るとともに、そこに働く人々の労働条件や生活基盤を守るため、諸課題に取り組めます。

④ 差別身元調査事件のとりくみなどをとおして、企業と人権啓発活動の重要性をあらためて認識し、部落問題・人権問題研修を積極的に促進します。

⑤ 中央本部通達（解中央第52194号）「『課税の適正化』に関する中央本部見解と指示要請」の趣旨のいっそうの徹底をはかります。

⑥ 事業の継続に向けた自治体への働きかけを強化するとともに、政策課題を中心とした行政との新しい関係を構築していくことが必要になっています。また、高齢社会到来への不安や環境・安全・健康ニーズの高まりなどの広い意味での人権関連産業が大きく発展する時代に入っている今こそ、部落の企業者としての新たな部落解放運動の創造へと踏み出していくことが求められています。

⑦ 経営相談・指導や研修などのソフト面を中心とした総合的な対策の充実強化につとめるとともに、景気対策や中小企業対策、セーフティネット構築などの動向に注意し、一般対策の活用・創設を含めた今後の事業展開について検討をすすめます。

14. 農林漁業対策を強化しよう

政府は新農業基本法のもと、食糧自給率の向上、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興などの政策をうちだしてきましたが、これらは部落農家を零細農家の実態が省みられていないなど、大きな問題をはらんでいます。

日陰や谷間、湿地地帯などの厳しい耕地条件や転作のゆとりもない面積、転作する場合でも、資金、技術、流通などの条件がともなわない多くの零細農家も、いっそうきびしい状況に追いやられるおそれがあります。

一般施策は、中核農家の育成が基本目的になっており、部落農家のような小規模零細農家の保護・育成を目的としていません。小規模零細農家を対象にした事業はまったくありません。部落農家が利用できそうなものとして、経営構造対策推進事業がありますが、認定農業者数の増加、利用集積率の向上などのきびしい採択条件があります。

したがって、一般施策を活用できる部落農家はごく少数であり、ほとんどの部落農家は対応できません。新たな制度の創出、施策の採択要件の緩和などが求められています。

以上の状況を踏まえて、今後の農村漁村対策の具体的な活動計画をあげ、取り組みを強化していきます。

① 耕畜複合経営をはじめ、施設園芸などによる農地の高度利用、有機農法などによる安全な農産物の生産、二次加工をふくむ農業生産を幅広くおこなうとともに、その地

域の実情にあった地域特産農家の発展を追求します。

② 部落農家の後継者育成対策、営農相談指導による事業の充実・強化を県や市町関係機関に求め、推進していきます。また、国の制度である「担い手育成緊急地域対策事業」の拡充や採択基準の緩和を求めています。また、経営構造コンダクター制度の充実にとりくみます。

③ 部落の和牛飼育・養鶏農家の経営基盤を守ります。

④ 零細農家や生産基盤の弱い中山間地域へのセーフティネットや支援対策の強化を求めています。

⑤ すべての農林漁業関係団体に、部落問題・人権問題の啓発強化の取り組みを求めます。

15. 教宣・機関紙・文化活動を強化しよう

① 「人権侵害救済法」制定や同和行政・人権行政の推進、狭山再審の闘い、差別糾弾闘争、「人権のための世界プログラム」具体化をはじめ、組織建設などのあらゆる活動の中心に教宣・機関紙活動を位置づけて取り組みを進めます。

② 解放理論の学習や今日の部落解放運動をとりまく情勢と闘いの課題について学習を深め、統一的なとりくみをすすめていくために、全国支部長・女性部長研修会や中央解放学校に参加していきます。また、本年も県連解放学校を開催します。

③ 解放新聞社支局体制の確立と、『解放新聞』の購読販売拡大、解放出版社発行の月刊誌『部落解放』や書籍販売拡大活動を、組織拡大と自主財源確立のとりくみと結合させてすすめます。同盟員として、自らの組織が発行している機関紙を読むことは最低限の義務です。「解放新聞」の一世帯一部有料購読は、県連方針としてその徹底をはかってきたところです。また、確実に同盟員のもとに配布され、集金される体制をつくらなければなりません。さらに大幅に読者を拡大し、組織拡大と自主財源のとりくみと結合させてすすめます。

④ 雑誌「部落解放」をはじめ解放出版物をとりそろえ、販売していきます。

⑤ 情勢に対応した各種の講演会を開催します。

⑥ 部落解放運動のなかで、文化活動の取り組みを大きく前進させなければなりません。文化活動は、部落解放一人間解放をめざす私たちの闘いにとって、大変重要なとりくみです。これまで以上に幅広い文化創造の活動を進めていくために、多くの団体や文化関係者との連携を強めながら、文化対策部の活動を強化します。また、各支部での文化対策部の確立をすすめ、地域での被差別体験や、歴史の掘り起こし、文化遺産の収集と保存をはかっていきます。

⑦ インターネットを利用して、多くの人々に部落問題についての情報提供するために、ホームページを開設していますが、内容やリンクの充実を進めます。また、人権情報発信のネットワーク化にとりくみます。

16. 部落解放・人権政策推進のために、

「松本 龍」副委員長の7選に全力でとりくもう

① 昨年7月におこなわれた参議院選挙では民主党が大勝し、与野党逆転が実現しました。今年予想される衆議院選挙での、県連の推薦決定にあたっては、人権と平和を守ることを基調にした政策協定をしっかりと締結し、国権主義・反人権主義の台頭を押しとどめるために、推薦候補の当選に向けて全力をあげてとりくみをすすめます。

② とくに「松本龍副委員長の7選に向けた闘いを全県的に展開し、何としても当選を勝ち取るために一人ひとりの同盟員が知人紹介活動などの具体的な行動を必ず取り組み、地元福岡県連の支援を協力に進めます。

③ 「県連での選挙では、政治闘争への基本方針」（第51回全国大会決定）と「選挙闘争にかかわる基本方針」（第51期第2回中央委員会決定）にもとづき、同盟の政党にたいする主体性を堅持しつつ、選挙闘争をすすめていきます。